

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則
(平成6年3月25日沖縄県公安委員会規則第1号)

改正 平成9年10月21日公規則第12号 平成10年9月30日公規則第7号
平成11年9月14日公規則第11号 平成15年9月5日公規則第8号
平成17年3月31日公規則第5号 平成17年9月27日公規則第13号
平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号 令和3年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例(平成5年沖縄県条例第29号。以下「条例」という。)の規定により規則に委任された事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(プレジャーボートの種類)

第2条 条例第2条第10号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) カイトボード
- (2) カヌー
- (3) カヤック
- (4) 水上オートバイ
- (5) 水中翼船
- (6) スタンドアップパドルボード
- (7) ペダルボート
- (8) ボディボード
- (9) モーターボート
- (10) ヨット
- (11) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具

(海水浴場開設の届出)

第3条 条例第5条第2項に規定する届出書の様式は、様式第1号の海水浴場開設届出書のとおりとする。

2 前項の海水浴場開設届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 海水浴場として使用する海域及び海浜の区域並びに当該区域に設置する施設、設備等を示す図面
- (2) 海水浴場として使用する海域及び海浜における施設、設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し
- (3) 海水浴場を開設するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し
- (4) 海水浴場として使用する海浜に接続する土地に施設、設備等を設置して使用する場合には、当該土地及び施設、設備等の使用について権原を有することを疎明する書類の写し
- (5) 様式第2号の水難救助員名簿の写し
- (6) 海水浴場を開設しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）

イ 条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で海水浴場を開設しようとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(7) 海水浴場を開設しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(8) 海水浴場を開設しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

イ 役員に係る第6号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（心身の故障により海水浴場の開設等を適正に行うことができない者）

第4条 条例第5条第3項第6号（条例第12条第1項及び第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により海水浴場の開設、催物の開催又は海域レジャー事業（条例第13条第1項各号の事業をいう。以下同じ。）を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（海水浴場の変更等の届出）

第5条 条例第6条に規定する届出書の様式は、様式第3号の海水浴場廃止・変更届出書のとおりとする。

2 海水浴場の変更の届出に際しては、第3条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更届出書に添付するものとする。

（海水浴場開設等の通知）

第6条 条例第7条の規定による通知は、様式第4号の海水浴場開設通知書又は様式第5号の海水浴場廃止・変更通知書により行うものとする。

2 前項の海水浴場開設通知書には、第3条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付するものとする。

3 海水浴場の変更の通知に際しては、第3条第2項第1号及び第5号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海水浴場廃止・変更通知書に添付するものとする。

(浮標等の設置及び撤去)

第7条 条例第8条第1項第1号による浮標等は、潮の干満その他それぞれの海水浴場の状況に適応した形態で設置するものとし、海水浴場を公衆の利用に供する期間が満了したときは、速やかに撤去しなければならない。

(遊泳上の遵守事項の準備)

第8条 条例第8条第1項第2号の規定による遊泳上の遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊泳を行うことのできる区域として標示された区域内で遊泳すること。
- (2) 危険箇所として標示された区域内に立ち入らないこと。
- (3) 遊泳時間として指定された時間以外に遊泳しないこと。
- (4) 赤旗が掲示される等の方法で遊泳が禁止された場合は、遊泳しないこと。
- (5) 酒に酔っているときその他体調が悪いとき等は、遊泳しないこと。
- (6) 他の遊泳者に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (7) 低学年児童又は幼児の遊泳には、必ず保護者が付き添うこと。
- (8) 遊泳中に負傷し、又は事故があった場合は、直ちに監視人、水難救助員等に連絡すること。
- (9) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。

(水難救助員の資格基準)

第9条 条例第8条第1項第5号及び第15条第1項第3号に規定する水難救助員の資格基準は、当該水難救助員が次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

- (1) 日本赤十字社又は公安委員会が行う水難救助技術等の講習を受けた者であること。
- (2) 前号で規定する者と同等以上の水難救助技術等の知識を有すると認められる者であること。

(海水浴場開設者の設備等の整備)

第10条 条例第8条第2項の規定により整備に努めなければならない設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 監視台
- (2) 救急用品を備えた救護所
- (3) 非常連絡用電話
- (4) 応急処置用人工蘇生器
- (5) 遊泳禁止標示用器材
- (6) その他水難事故防止に必要と認められるもの

(標識の種類)

第11条 条例第9条第4項に規定する標識の種類、様式等は、別表1のとおりとする。

(催物の開催の届出)

第12条 条例第11条第2項に規定する届出書の様式は、様式第6号の催物開催届出書のとおりとする。

2 前項の催物開催届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 催物を開催する海域又は内水域を示す図面
- (2) 他の法令の規定により、海域又は内水域の利用に関し許可を受けることが求められ

- ている場合には、当該許可を得たことを証明する書類の写し
- (3) 催物を開催するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域又は内水域の利用に関する取決めを行った場合は、その内容を明らかにする書類の写し
- (4) 催物を開催しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
- ア 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）
- イ 条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
- エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で催物を開催しようとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
- (5) 催物を開催しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
- ア 定款及び登記事項証明書
- イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
- ウ 役員に係る条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (6) 催物を開催しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類
- ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- イ 役員に係る第4号ア及びウに掲げる書類
- ウ 役員に係る条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- （届出等を要しない催物）

第13条 条例第11条第3項に規定する届出及び通知を要しない催物は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設の行事として行われるもののうち、その本来の目的を主たる目的とするものとする。

（催物開催の変更等の届出）

第14条 条例第12条第3項において読み替えて準用する条例第6条に規定する届出書の様式は、様式第7号の催物開催中止・変更届出書のとおりとする。

- 2 催物開催の変更の届出に際しては、第12条第2項に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを催物開催中止・変更届出書に添付するものとする。

（催物の開催等の通知）

第15条 条例第12条第4項において読み替えて準用する条例第7条の規定による通知は、様式第8号の催物開催通知書又は様式第9号の催物開催中止・変更通知書により行うものとする。

- 2 前項の催物開催通知書には、第12条第2項第1号に掲げる書類を添付するものとする。

- 3 催物開催の変更の通知に際して、催物を開催する海域又は内水域の範囲に変更があった場合は、当該変更に係る図面の写しを催物開催中止・変更通知書に添付するものとする。

(事業の届出)

第16条 条例第13条第2項に規定する届出書の様式は、様式第10号の海域レジャー事業届出書のとおりとする。

- 2 前項の海域レジャー事業届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業所の図面及び付近の図面
 - (2) 事業のために使用する海域、内水域又は海浜における設備等の設置について権原を有することを証明する書類の写し（条例第13条第1項第3号の事業（以下「潜水業」という。）及び条例第13条第1項第4号の事業（以下「スノーケリング業」という。）を除く。）
 - (3) 海域レジャー事業を開始するに当たり、漁業従事者又は漁業協同組合との間に海域の利用に関する協議書等を取り交わしている場合には、その写し（潜水業及びスノーケリング業を除く。）
 - (4) 事業のために使用する海浜以外の土地に事業所を設置して使用する場合には、当該土地、事業所の使用について権原を有することを疎明する書類の写し
 - (5) 利用者に提供するプレジャーボートの型式、形状等に関する書類の写し（条例第13条第1項第1号の事業（以下「プレジャーボート提供業」という。）に限る。）
 - (6) 水難事故が発生した場合において、直ちに利用できるような方法で救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えていることを疎明する書類（プレジャーボート提供業に限る。）
 - (7) 水難救助員名簿の写し（プレジャーボート提供業に限る。）
 - (8) ガイドダイバー名簿の写し（潜水業に限る。）
 - (9) スノーケリングガイド名簿の写し（スノーケリング業に限る。）
 - (10) 海域レジャー事業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）
 - イ 条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）
 - エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で海域レジャー事業を営もうとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面
 - (11) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1

号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(12) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

イ 役員に係る第10号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（事業の変更等の届出）

第17条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第6条に規定する届出書の様式は、様式第11号の海域レジャー事業廃止・変更届出書のとおりとする。

2 海域レジャー事業の変更の届出に際しては、前条第2項各号に掲げる添付書類のうち当該変更に伴い必要となる書類の写しを海域レジャー事業廃止・変更届出書に添付するものとする。

（事業の通知）

第18条 条例第14条第4項において読み替えて準用する条例第7条の規定による通知は、様式第12号の海域レジャー事業通知書又は様式第13号の海域レジャー事業廃止・変更通知書により行うものとする。

2 前項の海域レジャー事業通知書には、第16条第2項第1号に掲げる書類を添付するものとする。

3 海域レジャー事業の変更の通知に際して、事業所の所在地に変更があった場合は、当該変更に係る事業所の所在地の図面の写しを海域レジャー事業廃止・変更通知書に添付するものとする。

（航行上の遵守事項の基準）

第19条 条例第15条第2項第1号及び第16条第1項第3号の規定による遵守事項の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような高速力で航行しないこと。

(2) 他の船舶等の直前直後を横断しないこと。

(3) みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。

(4) 悪天候で危険であると認めるときには、出航をさしひかえること。

(5) 酒に酔った状態でレジャーボートを操船しないこと。

(6) 航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者はその旨を連絡すること。

(7) 警察官、海上安全指導員、事業者等の指導助言に従うこと。

（ガイドダイバーの資格基準等）

第20条 条例第17条第1項第1号に規定するガイドダイバーの資格基準は、当該ガイドダイバーが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

(1) 潜水指導団体が指導員（これと同等以上の潜水に関する知識及び技能を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。

(2) 前号で規定する者と同等以上の潜水に関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 ガイドダイバーが1人で案内し、指導できる潜水者の人数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 体験潜水者（水中において自己管理ができず、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね2人
- (2) 初級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね4人
- (3) 中級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの指示に従って潜水できる者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね6人
- (4) 上級潜水者（水中において自己管理ができ、ガイドダイバーの補助の必要のない者をいう。）を案内し、指導する場合には、当該ガイドダイバーが認めた範囲内の人数（潜水具の点検要領）

第21条 条例第17条第1項第2号に規定する潜水具の点検は、別表2の左欄に掲げる潜水具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等により潜水者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

（正常な潜水ができない状態の解釈基準）

第22条 条例第17条第1項第3号に規定する正常な潜水ができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、潜水した場合に潜水者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

（危険が生ずるおそれがある場所の判断基準）

第23条 条例第17条第1項第4号に規定する潜水者に危険が生ずるおそれがある場所については、過去の事事例、気象条件、潮流の状況、潜水者の技能等を基準に総合的に判断するものとする。

（潜水者の名簿等）

第24条 条例第17条第1項第5号に規定する潜水者の名簿は、潜水者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所、案内及び指導するガイドダイバーの氏名等を記載したものであるものとする。

2 条例第17条第1項第5号に規定するガイドダイバー名簿の様式は、様式第14号のとおりとし、ガイドダイバーの氏名、生年月日、本籍地、住所、採用年月日、経験年数、講習受講歴及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく潜水土免許の有無を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成した潜水者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

（潜水上の遵守事項の基準）

第25条 条例第17条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) 潜水具の正しい使い方について習得すること。
- (2) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態では潜水しないこと。
- (3) 潜水中は、必ずバディシステム（2人以上の者が相互に安全を確認しながら潜水又

はスノーケリングをすることをいう。以下同じ。)を遵守すること。

(4) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。

(5) ガイドダイバーの指示又は指導に従うこと。

(スノーケリングガイドの資格基準等)

第26条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第1号に規定するスノーケリングガイドの資格基準は、当該スノーケリングガイドが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

(1) スノーケリング指導団体が指導員(これと同等以上のスノーケリングに関する知識及び能力を持つ者として認定する資格を含む。)として認定した者であること。

(2) 前号で規定する者と同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 スノーケリングガイドは、スノーケリング者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、スノーケリング者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(スノーケリングに使用する器具の点検要領)

第27条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第2号に規定するスノーケリング器具の点検は、別表3の左欄に掲げるスノーケリング器具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等によりスノーケリング者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常なスノーケリングができない状態の解釈基準)

第28条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第3号に規定する正常なスノーケリングができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、スノーケリングをした場合にスノーケリング者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(危険が生ずるおそれがある場所の判断基準)

第29条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第4号に規定するスノーケリング者に危険が生ずるおそれがある場所については、過去の事故事例、気象条件、潮流の状況、スノーケリング者の技能等を基準に総合的に判断するものとする。

(スノーケリング者の名簿等)

第30条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第5号に規定するスノーケリング者の名簿は、スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所、案内及び指導するスノーケリングガイドの氏名等を記載したものとする。

2 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第5号に規定するスノーケリングガイド名簿の様式は、様式第15号のとおりとし、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、本籍地、住所、採用年月日、経験年数、講習受講歴及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項の規定により作成したスノーケリング者の名簿の保存期間は、作成の日から1

年とする。

(スノーケリング上の遵守事項の基準)

第31条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) スノーケリング器具の正しい使い方について習得すること。
- (2) スノーケリング中は、救命胴衣を着用すること。
- (3) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態でスノーケリングしないこと。
- (4) スノーケリング中は、バディシステムを遵守すること。
- (5) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- (6) スノーケリングガイドの指示又は指導に従うこと。

(勧告及び指示の手續等)

第32条 条例第20条第1項の規定による勧告は、様式第16号の勧告書により行うものとする。

- 2 前項の勧告書を交付する場合は、当該勧告に従わないときにはその旨及び当該勧告の内容を公表されることがある旨を告知するものとする。
- 3 条例第20条第2項の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。
- 4 条例第20条第3項の規定による指示は、様式第17号の指示書により行うものとする。
- 5 前項の指示書を交付する場合は、当該指示に従わないときには罰せられることがある旨及び当該指示に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の上申)

第33条 警察署長は、条例第21条第1項の規定により海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部若しくは一部の停止を命ずること(以下「停止命令」という。)又は条例第21条第2項から第4項までの規定により海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止を命ずること(以下「廃止等命令」という。)が必要であると認めるときは、様式第18号の停止命令・廃止等命令上申書に、証拠書類及び関係書類を添えて地域部地域課を経由して公安委員会に上申するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の手續)

第34条 公安委員会は、停止命令をしようとするときは、様式第19号の停止命令書により行うものとする。

- 2 公安委員会は、廃止等命令をしようとするときは、様式第20号の廃止等命令書により行うものとする。
- 3 前2項の規定により停止命令書又は廃止等命令書を交付する場合は、当該命令に従わないときには罰せられることがある旨及び当該命令に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の執行)

第35条 警察署長は、停止命令及び廃止等命令を執行するときは、被処分者に停止命令書及び廃止等命令書を交付し、様式第21号の受領書を徴するものとする。

第36条 条例第23条第1項の規定による指定は、海域レジャー提供業者からの申出により、申出日の属する月前1年間の安全対策について、事業の種類に応じ、それぞれ別表4から別表8までに掲げる安全対策基準に基づき審査して行うものとする。

2 前項の申出は、様式第22号の安全対策優良事業者指定申出書により行うものとする。

3 条例第23条第2項の規定による通知は、様式第23号の安全対策優良事業者指定通知書により行うものとする。

4 条例第23条第2項に規定する安全対策優良標示の様式は、様式第24号の安全対策優良標示のとおりとする。

5 条例第23条第4項の規定による指定の取消しは、様式第25号の安全対策優良事業者指定取消通知書により行うものとする。

6 第1項の審査は、安全対策基準に関する知識を有する個人又は団体に委託することができる。

(指導)

第37条 条例第24条の規定による指導は、海水浴場開設者に対しては、当該海水浴場を管轄する警察署の署長に、海域レジャー業者に対しては、当該業者の事業所を管轄する警察署の署長に行わせるものとする。

(講習)

第38条 条例第25条第1項から第3項までの規定による講習は、年1回以上実施するものとする。

2 条例第25条第3項の規定による講習については、スノーケリングガイドとなろうとする者も受けることができる。

3 第1項の講習は、水難救助、潜水又はスノーケリングに関する知識技能を有する個人又はその団体に委託することができる。

(海域等の状況の調査)

第39条 条例第26条第1項の規定による調査は、警察官若しくは海上安全指導員に行わせ、又は専門業者等に委託して行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による通知は、様式第26号の通知書により行うものとする。

(海上安全指導員の委嘱等)

第40条 条例第27条に規定する海上安全指導員は、警察署長の推薦により、警察署の管轄ごとに必要人員を委嘱するものとする。

2 前項の推薦は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者を、様式第27号の海上安全指導員推薦書により行うものとする。

(1) 海事関係法令等の知識を有していること。

(2) 人格及び行動において社会的信望を有していること。

(3) 水難事故防止活動に熱意を有していること。

3 海上安全指導員の委嘱は、様式第28号の委嘱状を交付して行うものとする。

4 海上安全指導員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(海上安全指導員の活動等)

第41条 海上安全指導員が指導及び啓発活動を行うときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 前項の証票は、様式第29号の海上安全指導員証によるものとする。
- 3 海上安全指導員の運用に関する必要な事項は、海上安全指導員運用要綱で定める。
(海上安全指導員協議会の組織)

第42条 条例第28条第1項に規定する海上安全指導員協議会の組織は、沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）に規定する警察署の管轄区域を基準に、別表9の左欄に掲げる管轄区域ごとに、それぞれ同表右欄に定める地区海上安全指導員協議会を組織するものとする。

- 2 前項の地区海上安全指導員協議会の中央組織として、沖縄県海上安全指導員協議会を設置する。
(届出書等の提出)

第43条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書等は、別表10の左欄に掲げる形態別に、それぞれ同表右欄に掲げる警察署を経由して、正副2通を提出するものとする。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年10月21日公規則第12号)

この規則は、平成9年10月22日から施行する。

附 則(平成10年9月30日公規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月14日公規則第11号)

- 1 この規則は、平成11年9月20日から施行する。
- 2 この規則による改正前の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則〔中略〕に規定する様式による書面については、改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則〔中略〕に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則(平成15年9月5日公規則第8号)

この規則は、平成15年9月5日から施行する。

附 則(平成17年3月31日公規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日公規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号)
(施行期日)

1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第38条第1項の講習は、この規則の施行の日前においても、同条第1項から第3項までの規定の例により行うことができる。